

### 第 3 2 号議案

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 8 号中「第 4 3 条第 3 項」を「第 4 3 条第 2 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「この節」を「この章」に改める。

第 8 条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を加える。

第 1 4 条第 1 項中「に規定する」を「の」に改める。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 1 1 項」に改める。

第 2 6 条を次のように改める。

#### 第 2 6 条 削除

第 3 5 条第 3 項前段中「この章」を「前節」に改め、同項後段中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第 3 6 条第 3 項前段中「この章」を「前節」に改め、同項後段中「同号又は同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とを「同項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「の同号」とあるのは「の同項第 1 号」と」に改める。

第 37 条第 1 項中「付則第 4 条」を「付則第 3 条」に改める。

第 39 条第 2 項中「この節」を「この章」に改める。

第 42 条第 3 項中「第 1 項本文」を「第 1 項」に改める。

第 51 条第 3 項前段中「この節」を「この章」に改め、同項後段中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「法第 19 条第 1 項第 3 号」に、「この節」を「この章」に、「法第 13 条第 4 項第 3 号ア」を「第 13 条第 4 項第 3 号ア」に改める。

第 52 条第 2 項中「当該特別利用地域型保育の」を「、当該特別利用地域型保育の」に改め、同条第 3 項中「この節」を「この章」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。